

## 災害時における社会福祉施設等の相互支援協定の締結について

### 1 協定締結の趣旨

大規模災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障害者が入所する施設では、避難や入所者の安全確保、生活維持について個別の施設による取組だけでは限界があることから、道と施設関係団体が連携して、入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援が実施できるよう協定を締結。

### 2 協定の概要

#### (1) 協定締結団体と対象施設

平成26年11月5日締結	
○ 北海道老人福祉施設協議会	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム
○ (一社) 北海道老人保健施設協議会	老人保健施設
○ 北海道身体障害者福祉施設協議会 ○ (一社) 北海道知的障がい福祉協会	障害者支援施設、共同生活援助
平成27年3月31日締結	
○ 北海道救護施設協議会	救護施設
○ 北海道児童施設協議会	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院 情緒短期治療施設、障害児入所支援施設
○ 北海道精神障害者社会福祉事業協議会	共同生活援助
○ (公社) 日本認知症グループホーム協会 ○ (一社) 北海道認知症グループホーム協会	認知症高齢者グループホーム
○ 北海道母子生活支援施設協議会	母子生活支援施設

#### (2) 支援内容

- 被災施設の入所者(児)の受入、受入施設への生活物資等の提供、支援職員の派遣
- 被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

#### (3) 支援方法

原則として、被災施設から各振興局への支援要請に基づき、道と上記団体が協議し、受入施設の確保や支援職員の派遣等を行います。災害規模や態様によって、圏域内での避難先確保が困難な場合には、道本庁において避難先確保等の広域的な調整を行います。